

I 令和2年度事業計画

千葉県は、温暖な気候や豊かな大地、そして首都圏に位置する立地条件に加え、生産者のたゆまぬ努力により、全国屈指の農業県とし発展を遂げている。

一方、農業を取り巻く環境は、生産者の高齢化や担い手不足、また、昨年度に発生した台風15号、19号等の大型台風によるビニールハウスやガラス温室などの生産施設の倒壊や破損に加え、本県の農業生産を支える多くの農作物において、今までに経験したことの無い甚大な被害が発生した。

このような中、農業を取り巻く環境は、依然とし厳しさを増しているが、今後、本県農業を維持・発展させるためには、需要の変化に柔軟に対応できる産地育成や高収益型園芸農業の推進に加え、災害に強い産地づくりに、総力を挙げ取り組む必要がある。

そこで、従来から取り組むオール千葉体制での力強い産地づくりや担い手への農地集積・集約化の推進、また、就農支援活動や6次産業化の推進、野菜価格安定対策に加え、災害に対する産地強化対策への取組について、県並びに関係機関との連携の下、生産力の強化、収益力向上につながるよう、総合的な農業振興支援対策に、全力で取り組むこととする。

1 会議の開催

(1) 総会

定款第12条及び第13条の定めるところにより、会費の金額、令和元年度決算に係る財務諸表（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の承認、その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項などについて審議するため、開催する。

【開催時期】令和2年6月下旬

(2) 理事会

定款第31条及び第32条の定めるところにより、業務執行の決定、理事の職務執行の監督などについて審議するため、開催する。

【開催時期】令和2年6月上旬（定款第41条）

令和3年3月下旬（定款第40条）

(3) 監査会

定款第23条の定めるところにより、事業報告及び決算状況について、監事の監査を受ける。

【開催時期】令和2年5月下旬

(4) 委託業者等指名業者選定審査会

経理規程第46条の定めるところにより、契約をする場合には、競争に付することと定められている。そのため、委託指名業者等を適正に選定する「委託業者等指名業者選定審査会」を設置・開催することにより、公正かつ適正な委託業者の選定に努める。

2 財政的援助団体等監査

地方自治法第199条第7項の規定により、令和元年度事業に対する千葉県監査委員の監査を受検する。

(1) 監査の主眼

出納その他の事務が適切かつ効率的に行われているか、財政的援助等による所期の目的が達成されているかを主眼とする。

(2) 監査の実施

- ア 監査委員事務局職員監査 令和2年11月(予定)
- イ 監査委員本監査 令和3年2月(予定)

(3) 監査報告の公表

県ホームページ、県報等により、監査結果を公表する。

※地方自治法第199条第7項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は知事の要求があるときは、県が補助金、交付金、負担金、貸付金などの財政的援助を与えている団体や、県が出資、支払保証、公の施設を管理委託している団体などについて、出納その他の事務の執行で財政的援助に係るものについて監査することができる。

3 生産販売振興対策事業（公益目的事業1）

（1）産地活性化促進事業

ア 園芸産地強化事業

本県主要7品目（トマト、ねぎ、にんじん、さつまいも、だいこん、キャベツ、きゅうり）をはじめ、レタス、すいか、やまといもについては、生産力や販売力を強化するために品目別協議会を設置し、品質・規格の統一に向けた取組や生産量拡大に向けた支援等を推進してきたところである。

令和2年度は、「千葉県農林水産業振興計画」を踏まえつつ、品目の特徴や取り巻く情勢などに応じた取組方針を関係者で協議しながら推進することで産地の強化を図っていく。

また、こうした産地連携の取組をより効果的に実行するためには、各産地を牽引・誘導する指導者等の活動が重要となることから、これらの人材を育成するための研修などを実施する。

【品目別の取組計画】

品目	主な取組
トマト	目標産出額（R3）：190億円 ○抑制作、春作の反収向上に向けた取組の実施 ○品質の平準化に向けた販売対策支援 ○規格統一やロット拡大に向けた取組支援
ねぎ	目標産出額（R3）：230億円 ○新産地の設立に向けた支援 ○「プレミアム夏ねぎ」等の規格統一に向けた支援 ○加工業務用の取組推進
にんじん	目標産出額（R3）：150億円 ○実需に応じた秋冬作出荷規格の統一 ○省力化や労力確保等による規模拡大の推進 ○難防除害虫防除体系の確立
さつまいも	目標産出額（R3）：220億円 ○品種別販売方針に基づく生産、販売支援 ○食味安定や省力化に向けた生産技術支援 ○ロット拡大や集出荷貯蔵施設を生かした販売の検討
だいこん	目標産出額（R3）：140億円 ○省力化・低コスト化技術の推進 ○各種栽培技術等についての産地間の情報共有

キャベツ	目標産出額 (R3) : 130 億円 ○加工・業務用産地の生産力強化に向けた支援 ○各種栽培技術等の産地間の情報共有
きゅうり	目標産出額 (R3) : 125 億円 ○環境制御技術等による反収向上支援
レタス	目標系統取扱量 (R3) : 3,765 t ○省力化・低コスト化技術の推進 ○加工・業務用産地の生産力強化に向けた支援
その他	すいか、やまといも等について、複数産地が連携した販売促進活動や生産対策などに取り組む

イ 生産技術向上対策事業

生産性の高い産地の育成や農産物の品質、収量の向上を目指し、種苗の審査会や県域での共進会を実施するほか、種苗センターにおいて、野菜、果樹、花植木等の種苗を生産し、県内の園芸産地に供給する。

(ア) 第 68 回千葉県野菜品種審査会の開催

野菜優良品種の選定と野菜種子の品質改善を目的とした千葉県野菜品種審査会の開催により、優良品種の普及・定着を促進し、園芸農産物の品質向上と経営の安定を図る。

主催：千葉県、日本種苗協会千葉県支部、(公社)千葉県園芸協会

【実施計画の概要】

品目	作型	審査時期	ほ場 (担当機関)
キャベツ	秋冬どり	11 月上中旬	旭市(農林総合研究センター水稲・畑地園芸研究所東総野菜研究室)
にんじん	トンネル 春夏どり	6 月中旬	香取市(農林総合研究センター水稲・畑地園芸研究所畑地利用研究室)
未成熟 とうもろこし	マルチ	7 月上旬	館山市(農林総合研究センター暖地園芸研究所野菜・花き研究室)
ほうれんそう	2 月どり	2 月中下旬	千葉市(農林総合研究センター野菜研究室)

(イ) 各種共進会の開催

生産技術の向上や園芸生産者の意欲増進を目的とした各種共進会を開催する。

また、共進会の会場については、一般消費者が多数来場可能な大型量販店等を利用することにより、消費者との情報交換や交流を促進し、消費者ニーズに対応した生産を目指す。

【実施計画の概要】

品目	共進会名	開催時期（予定）
果樹	千葉なし(豊水)味自慢コンテスト	令和2年8月
植木	千葉県植木共進会	令和2年10月
花き	千葉県フラワーフェスティバル、花き共進会	令和3年1月

(ウ) 種苗生産事業

県の委託事業を受け、県内生産に適した高品質な農産物を消費者に安定的に供給するため、県育成品種等の種苗生産に取り組む。

また、県内産地のニーズに対応できる種苗生産体制を検討する。

【農作物原種生産事業（県委託事業）】

品目	品種・系統数	生産量
落花生	千葉半立、ナカテユタカ 他3品種	3,340 kg
かんしょ	ベニアズマ、高系14号 他2品種	4,800 本
やまといも	ふさおうぎ、千系53-16	2,000 kg
さといも	ちば丸	1,400 kg
いちご	ふさの香、桜香、紅香	1,300 本
ねぎ(坊主不知)	足長美人、小金系、向小金系	2,400 本
植木類		2,000 本
なし	若光、なつひかり	1,000 本
ビワ台木	楠	900 本

(エ) 技術情報の共有・普及

農業資材商業会等と連携し、技術展示会などの方法により、JA等に対する効果的な技術情報の共有・普及を図る。

(オ) 果実等生産出荷安定対策

県内果樹園経営を安定的に発展させるため、果樹産地構造改革計画に基づき、産地自らが行う担い手の育成・確保や改植・新植、園地の基盤整備などの取組を支援する。併せて、被災園地の復旧等災害対応事業を推進する。

また、なし生産の経営安定に資するため、平成28年度から開始した、剪定枝の発電利用に係る事業者認定制度の運営を継続・実施する。

(カ) 高収益作物次期作支援対策（新規）

野菜・花き等高収益作物について、新型コロナウイルス収束後に向けた生産体制の強化のため、国の交付金を活用し、次期作に前向きに取り組む生産者に対し、種苗等の資材購入などを支援する。

【事業開始時期】 令和2年7月（予定）

ウ 担い手支援対策

県から指定を受けた千葉県青年農業者等育成センターとして、就農に関する情報提供、相談対応、農業法人等への就農斡旋等を実施するなど、新規就農希望者の円滑な就農を支援し、多様な担い手の確保を目指す。

また、就農後の担い手の経営課題を解決し、産地の活性化を図るため、専門的な内容に対する相談対応を行う。

【具体的推進事項】

県や千葉県農業者総合支援センターをはじめ、関係機関・団体と連携し、次の内容に取り組む。

(ア) 就農相談活動

- ・ 就農相談業務
- ・ 新農業人フェア相談会への参加
- ・ 千葉県農林水産就業相談会
- ・ 法人等就業相談会
- ・ ちば移住市町村合同フェアへの参加

(イ) 職業紹介活動

- ・ 農業法人等への就業斡旋

(ウ) 新規就農者の交流促進

- ・ 認定就農者交流会の開催
- ・ 県青年農業者会議への後援

(エ) 就農支援活動の推進

- ・ 新規就農支援活動連絡協議会の開催

(オ) 担い手の経営高度化への支援

- ・ ちば農業経営相談所の業務として、相談対応を図る。

(カ) 表彰事業

- ・ 県域でのコンクールをはじめ、県内各地域で開催される園芸品目対象の共進会や県民参加型のコンテストなど、公益的に広く開催される

ものに対し、会長賞を交付し、園芸品目の奨励を図る。

(2) 販売対策事業

ア 農産物販売促進活動

大型量販店や卸売市場等での産地と消費者・実需者を繋ぐPR活動として、交流促進イベント、フェア、試食販売などを実施し、本県農産物への理解を深めるとともに、輸出を含めた販路拡大対策などに取り組み、利用促進を図る。さらに、今年開催される「東京オリンピック・パラリンピック」に対応した販売促進などに取り組むこととする。

(ア) 販売促進活動

品目別協議会において、県統一販促資材等を作成し、主要産地合同の販売促進活動を通して、PR強化を図る。また、県が推進する農産物の輸出について、連携して実施する。

(イ) 「ちばエコ農産物」の推進

県が推進する「ちばエコ農産物」の現地確認などについて、県と連携して実施する。

(ウ) 県産花き及び植木の需要拡大

次世代国産花き産業確立推進事業の活用などにより、関係者の連携支援の下、生産供給体制の強化及び県産花植木の需要拡大を図る。また、植木については、輸出相談窓口を継続するなど、需要拡大を支援する。

(エ) 「東京オリンピック・パラリンピック」に対応した販売促進

すいかなど園芸農産物の需要増が期待されることから、「千葉県農林水産業振興計画」を踏まえ、需要拡大を目指した対応に取り組む。

イ 6次産業化の推進

千葉県6次産業化サポートセンターとして相談窓口を設置し、加工・流通・農家レストランなどの6次産業化に取り組む農林漁業者への相談に対応する。

また、6次産業化に取り組む事業者の経営改善に資するため、支援対象者を選定し、企画推進員とプランナー等による支援チームで重点的かつ戦略的なサポートを実施する。

(3) 食育促進事業

本県が全国有数の農産物の産地であることの周知を通じて、食の大切さを県民に知ってもらう食育活動は極めて重要である。

そこで、食育活動が地域に根ざした継続的な取組として定着するよう、

県内の小学校をはじめ、各地域での食育活動に取り組む生産団体等に対し、県産農産物を紹介した印刷資材や教材等を作成・提供し、食育活動を積極的に支援するとともに、催事への参画などにより食育の増進に努める。

ア 資材の提供

本県産農産物紹介クリアファイル、リーフレット、ポスターの提供 等

イ 催事への参加

ウ 主な配布先

教育関係（主に小学校への提供）、生産者団体、農業協同組合、生活改善グループ 等)

(4) 情報活動事業

協会ホームページの運営や機関紙「千葉の園芸」の発行を行い、園芸協会の活動を紹介するとともに、産地の生産状況や新技術の紹介、市場・流通動向などの現場情報を幅広く提供することにより、情報の共有・交流の促進を図り、これらを通じて、消費者が求める農産物を安定供給できる産地づくりを支援する。

4 野菜価格補償事業（公益目的事業2）

本事業は、主要野菜を計画的に生産出荷する産地において、市場価格が下落した時に、その減収となった差額を生産者に補給することで、再生産可能な経営を維持し、消費者に青果物を安定的に供給することを目的とする。

現在、交付予約数量は現状維持傾向にあるが、今後とも、対象産地の拡大により経営の安定化を図る。

（1）千葉県青果物価格補償事業

対象野菜（だいこん、トマト、にんじん、ごぼう、キャベツ、ねぎ、わけぎ、ほうれんそう、レタス、サラダ菜の10品目）

（単位：t、円）

項目	本年度計画
対象品目	10
交付予約数量	4,496.7
資金造成計画額	321,197,626

（2）特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

ア 特定野菜供給産地育成価格差補給事業

対象野菜（かぶ、そらまめ、にら、ブロッコリー、ながいも以外のやまのいもの5品目）

（単位：t、円）

項目	本年度計画
対象品目	5
交付予約数量	2,358
資金造成計画額	207,121,950

イ 指定野菜供給産地育成価格差補給事業

対象野菜（キャベツ（夏秋・冬）、きゅうり、だいこん、トマト、ミニトマト、にんじんの6品目）

（単位：t、円）

項目	本年度計画
対象品目	6
交付予約数量	4,111
資金造成計画額	91,412,460

(3) 端境期等対策産地育成強化推進事業

加工・業務用野菜等の安定的な生産・出荷に取り組む産地に対して生産技術の導入などの助成を行う「端境期等対策産地育成強化推進事業(旧:加工・業務用野菜生産基盤強化事業)」(交付元:独立行政法人農畜産業振興機構)の推進・実施に対する支援などを実施する。

5 農地中間管理事業（公益目的事業3）－農地中間管理機構業務－

（1）地域における話合いや実質化された人・農地プランを核とした担い手への農地集積の推進

農地中間管理事業により、担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地利用に係る意向調査や地域の徹底した話合いにより、農業者の年代情報や後継者の確保状況等を地図上で見える化し、今後の農地利用を担う中心経営体（担い手）への農地の集約化に関する将来方針（実質化された人・農地プラン）のもと、農地集積・集約化を推進する。

ア 推進地区・重点推進地区の設定

農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携し、人・農地プランの実質化や多面的機能支払活動交付金や中山間地域等直接支払交付金などの話合いの場がある地域や、集落営農、経営規模の拡大を志向する経営体が存在するなど、農地流動化への機運がある地区の中から、地域農地利用集積推進協議会で推進地区・重点推進地区を設定し、将来の地域農業の在り方について関係機関との共有認識の下、担い手への農地集積・集約化を進める。

イ 実質化された人・農地プランの作成支援

① 連携体制作り

機構支部は、農業事務所とともに農業委員・農地利用最適化推進委員、土地改良区、JAなどの関係機関と連携を図り、市町村の「実質化された人・農地プラン」を作成するための「推進チーム」へ積極的に参加し、「推進チーム」とともに、地域のまとめ役となるリーダーに関する情報を得て、戸別訪問や座談会等を行い、将来の地域農業の在り方について検討する話合いの機運を高めるためのアプローチを行う。

また、話合いの準備段階では、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と整合を図り、将来の地域農業の課題等が抽出できるようなアンケート項目や地図作成についての技術的助言等の支援を行う。

② 地域の話合いへの支援

農業事務所及び機構支部は、話合いをリード・調整する人材が不足し、市町村から要請があった場合は、コーディネーターとして話合いを推進する。

③ プラン実現に向けた進行管理

関係機関が共通認識を持って、推進に当たることができるよう、県、機構、農業委員会ネットワーク機構で、定期的に打合せを行う。

④ その他

特に、担い手が不足していると言われている中山間地域では、県は畑地化・汎用化等の基盤整備の活用、新規作物等の導入、集落営農組織の設立等の様々な優良事例の情報収集及び提供を行い、農業事務所、機構支部はどのようにしたら将来にわたり地域農業が維持できるかを関係機関と連携して、助言・支援等を行う。

(2) 農地整備の実施による担い手への農地集積・集約化

ア 農地耕作条件改善事業等を契機とした農地の集積・集約化

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、作業性の良い農地への改善を担い手が求める場合に、農地耕作条件改善事業等を活用した、畦畔除去や暗きよの敷設等、農業者の自力施工による簡易な農地整備を提案し、地域の農地集積・集約化を進める。

イ 目指すべき地域営農を実現するための農地整備事業の活用

農業事務所及び機構支部は、地域での話合いの中で、担い手への農地集積・集約化による農業経営の規模拡大や生産コストの削減及び高収益化等を目的として、農地の大区画化や汎用化等による農地整備の活用を、地域が検討する場合は、農地中間管理機構関連農地整備事業等の制度説明を行う。

制度理解が進んだ地区については、地域が目指すべき営農の実現に必要な土地改良事業計画を、県、市町村、土地改良区等が協力して策定するとともに、農地中間管理機構関連農地整備事業のみならず、地域の実情に応じて、より適した他の農地整備事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を進める。

(3) 担い手に対する機構活用のアプローチの強化

農業事務所及び機構支部は、関係機関と連携し、担い手から農地の貸借状況や、周辺農家の農地の利用状況などの情報を得て、新たな出し手の掘り起こしを行うとともに、事業を活用した担い手へ効率的にアプローチすることで、利用権の更新時期を迎えた農地や作業受託などで利用される農地について、農地中間管理事業の活用へと誘導する。

なお、大規模農家の多くが飼料用米等による米の需給調整（生産調整）に取り組んでいる実態を踏まえ、担い手に対する飼料用米等の作付けの働きかけと併せて、農地集積・集約化の推進を図る。

さらに、集落営農組織については、集落営農推進員等と連携し、生産基盤の確保による安定的な農業経営に向け、法人化と併せて機構を介した貸借へと誘導する。

(4) 担い手への農地集積の拡大に向けた連携強化

担い手への農地の集積・集約化を加速させるためには、地域の特性を踏まえて、地域の話合いを活性化させることが重要であることから、県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、市町村、農業委員会、土地改良区、JA等と、より一層連携を密にして、以下のとおり推進体制を強化する。

ア 機構による現地推進体制

現地推進体制を強化するため、印旛・香取・山武の農業事務所に機構支部職員を2名配置し、それ以外の農業事務所については1名を配置する。

本体制の下、機構は、市町村や農業委員会等との連携を密にし、地域における担い手への農地集積活動を推進する。

イ 市町村等との連携強化

実質化された人・農地プランに基づき中心的経営体への農地の集積・集約化を進めることから、農業事務所及び機構支部は、市町村等と連携を図りながら確実なマッチングを進める。

また、農地中間管理事業における事務手続き等について、出し手と受け手のマッチングが整っている場合は、市町村が作成する農用地利用集積計画と一括して権利設定ができるようになったことから、本制度の活用を図り、迅速な担い手への農地集積・集約化を推進する。

なお、担い手への農地集積率を令和5年度までに51%とするためには、市町村との業務委託の拡大が必要であるが、令和元年度における市町村との業務委託の締結状況は23市町村等にとどまっている。引き続き県（本庁・農業事務所）及び機構幹部による市町村長との意見交換等を行い、市町村との連携体制の強化を図る。

併せて、平成30年7月より、農地中間管理事業管理システムの市町村接続が25市町村で開始されたことから、機構及び県は、システム未導入市町村に対しては、システム導入を依頼し、業務の合理化・安全性向上を図りつつ更なる連携に繋げる。

＊市町村等における機構との業務委託状況（21市町村、2団体）

農地中間管理事業管理システム接続状況（23市町村2団体）

ウ 農業委員会との連携強化

平成30年8月に、52市町村（浦安市、習志野市を除く）すべてに農地利用最適化推進委員が設置されたことから、引き続き現地活動と制度への理解をより深めるため、農業委員会等を対象とした巡回研修や機構支部との意見交換等を行い、農地や担い手の情報及び重点推進地区等の活動方針を共有できる連携体制を構築する。

県農業事務所は、重点推進地区等を担当する農業委員や農地利用最適化推進委員との推進体制表を作成するとともに、地域の具体的な行動計画に基づき、推進地区の活動にあたっては、機構支部と連携し、関係者が一体となって担い手への農地集積・集約化を進める。

エ 土地改良区との連携強化

土地改良区は、農業者にとって身近な存在であるとともに、地域の実情を知る機関の一つとして、農地の出し手と受け手の繋ぎ役が期待されることから、農業事務所及び機構支部は、土地改良区の有する情報を活用し、地域の中心的経営体に農地の集積・集約化を進める。

また、土地改良区での更なる農地中間管理事業活用のため、定款変更や業務委託を拡大し、機構との協力体制の構築を図る。

* 定款変更した土地改良区と機構との業務委託の締結状況（業務委託14、定款変更27）

オ JAとの連携強化

担い手の体質強化を図るためには、農地集積による生産基盤の確保と併せ、計画的な農産物の生産と販売を行う必要がある。県及び機構はJAと連携し、地域農業の将来像について認識を共有した上で、地域における作付品目や、販売方法等を検討し、担い手の作付意向等を確認しながら、農地集積・集約化を進める。

カ 農地利用集積円滑化団体との連携

農地利用集積円滑化事業と農地中間管理事業の統合一体化に向けて、県・機構は円滑化団体と意見交換を密に行い、移行に向けた事務手続のプロセス、各団体の役割、スケジュールについて合意形成を図ることで、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業への円滑な移行ができるよう推進する。

基本的な考え方として、令和2年度以降に円滑化事業の契約が満了する農地については、期間が満了した農地から順次機構へ移行することとし、なお団体及び地権者等の意向に応じて、協議が整ったものから一括承継する。

(5) 企業等の農業参入による担い手の確保

担い手が不足する地域においては、企業等の農業参入を含めた受け手の確保が重要となる。県及び機構は市町村、土地改良区等と連携し、農地情報の収集を行うとともに、機構ホームページ上における企業向け農地情報の公開等により、受け手となる企業等への情報提供を行う。

(6) 事業の周知徹底と制度理解の促進

ア 講習会等による事業説明

県・機構及び農業委員会ネットワーク機構は、講習会などの人が集まる機会を活用し、事業説明による制度理解を促す。

イ 記事掲載等の広報媒体による制度周知

農地の出し手である所有者に制度を周知するため、ポスター、パンフレットの作成・配布、広報誌への記事掲載等によるPR活動を行う。

(ア) 講習会、研修会等による制度の周知

(イ) 事業ポスターの作成、配布

(ウ) 事業パンフレットの作成・配布

(エ) 市町村広報誌、普及だより、JA機関誌等への記事掲載

(オ) ラジオCMによるPR活動

ウ 機構集積協力金の制度周知

(ア) 人・農地プランの話合いを前提とする担い手への農地集積・集約化の取組を推進するため、地域集積協力金（集積・集約化タイプ）の活用を促進する。

特に、中山間地域では機構の最低活用率の要件が平地よりも緩和されていることを周知する。

(イ) 集積が進んでいる地域は、関係機関と連携して現況の農地利用図を作成し、集約に向けた担い手の話合いを促すことで、地域集積協力金（集約化タイプ）の活用を促進する。

(ウ) 経営転換協力金については、令和5年度までに段階的に縮減・廃止になることから、農業者等が不利益を被ることがないように、制度周知を行う。

(7) 関連事業

ア 農地耕作条件改善事業

既に区画が整備されている農地の担い手等への農地集約を図るために、畦畔除去等による区画の拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行う国庫事業を活用する。

イ 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進する。

ウ 条件整備資金融資

機構が農地中間管理権を有する農地において実施する条件整備及び耕作放棄地再生推進に要する経費に充当するため、公益社団法人全国農地保有合理化協会が行う無利子融資を活用する。

6 組織力強化対策事業（共益事業）

（1）組織活動支援事業

県内生産者の組織活動を促進することにより、経営力の向上を図るとともに、安定した品質の園芸農産物の供給力を高めるため、輸出を含めた販路拡大の取組など、生産者が取り組む生産から販売までの自主的な組織活動を支援する。

- ア 野菜関係組織活動推進事業
- イ 果樹関係組織活動推進事業
- ウ 花き関係組織活動推進事業
- エ 植木関係組織活動推進事業
- オ いちご関係組織活動推進事業

（2）活動促進事業

関係団体との連携強化を図るため、それぞれの団体等の取り組む活動に共催し、開催支援を行う。

ア 生産者団体が取り組む各種共進会等

- （ア）千葉なし味自慢コンテスト
- （イ）千葉県植木共進会
- （ウ）千葉県フラワーフェスティバル
- （エ）千葉県野菜品種審査会

イ 千葉県農業者総合支援センター

担い手の総合的な相談窓口として設置された千葉県農業者総合支援センターの運営に参画し、担い手の経営安定・発展支援に取り組む

ウ 千葉県花き振興地域協議会

次世代国産花き産業確立推進事業の活用により、花などの魅力に触れる機会を作り、花植木の新たな需要を開拓するため、花育活動への更なる協力・支援を行う

エ 一般社団法人千葉県農業会議

千葉県農業会議が実施する活動に対しての協力・支援を行う

オ 千葉県農業用廃プラスチック対策協議会

千葉県農業用廃プラスチック対策協議会が実施する活動に対しての協力・支援を行う

7 その他事業

(1) 農地売買支援事業（収益事業）

ア 旧農地保有合理化事業

経営規模の縮小を考えている農家や農業をやめることを考えている農家から、機構が農地を借りて経営規模拡大を考えている農家に貸す事業を実施する。

イ 空港関連事業

空港周辺農用地について、貸付け及び代替地の管理などを実施する。

令和2年度 更生予算【令和2年4月1日から令和3年3月31日】

(単位:円)

科目	令和2年度 当初予算額	令和2年度 更生予算額	差異
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	0	0	0
特定資産運用益	700,000	700,000	0
受取会費	38,379,400	38,379,400	0
事業収益	309,741,000	309,741,000	0
受取補助金	249,632,000	249,632,000	0
受取受託金	77,550,000	77,550,000	0
受取交付金	45,588,000	245,588,000	200,000,000
受取負担金	5,700,000	5,700,000	0
受取利息	245,000	245,000	0
雑収益	53,000	53,000	0
経常収益計	727,588,400	927,588,400	200,000,000
(2) 経常費用			
事業費			
役員報酬	8,380,000	8,380,000	0
給料手当	125,150,000	125,150,000	0
臨時雇用賃金	9,800,000	9,800,000	0
退職給付費用	700,000	700,000	0
法定福利費	22,600,000	22,600,000	0
福利厚生費	890,000	890,000	0
旅費交通費	4,870,000	4,870,000	0
通信運搬費	6,187,000	6,187,000	0
光熱水道費	3,800,000	3,800,000	0
賃借料	12,240,000	12,240,000	0
消耗品費	7,100,000	7,100,000	0
備品費	2,500,000	2,500,000	0
修繕費	3,000,000	3,000,000	0
印刷製本費	5,210,000	5,210,000	0
通信広告料	2,640,000	2,640,000	0
資材費	4,300,000	4,300,000	0
会議費	2,392,000	2,392,000	0
諸謝金	7,420,000	7,420,000	0
報償費	520,000	520,000	0
支払報酬	300,000	300,000	0
租税公課	4,170,000	4,170,000	0
支払負担金	950,000	950,000	0
支払助成金	32,950,000	32,950,000	0
支払交付金	0	200,000,000	200,000,000
委託費	92,120,000	92,120,000	0
農地売却原価	8,000,000	8,000,000	0
農地賃借料	286,664,000	286,664,000	0
中間管理農用地管理費	10,000,000	10,000,000	0
条件整備事業費	43,088,000	43,088,000	0
融資資金繰り出し金	0	0	0
融資資金償還費	0	0	0
支払手数料	67,000	67,000	0
雑費	834,000	834,000	0
事業費計	708,842,000	908,842,000	200,000,000

令和2年度 更生予算【令和2年4月1日から令和3年3月31日】

(単位:円)

科目	令和2年度 当初予算額	令和2年度 更生予算額	差異
管理費			
役員報酬	2,800,000	2,800,000	0
給料手当	5,500,000	5,500,000	0
臨時雇用賃金	650,000	650,000	0
退職給付費用	600,000	600,000	0
法定福利費	1,200,000	1,200,000	0
福利厚生費	200,000	200,000	0
会議費	500,000	500,000	0
旅費交通費	500,000	500,000	0
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0
賃借料	1,000,000	1,000,000	0
消耗品費	1,000,000	1,000,000	0
備品費	1,000,000	1,000,000	0
印刷製本費	500,000	500,000	0
租税公課	200,000	200,000	0
委託費	600,000	600,000	0
支払手数料	100,000	100,000	0
修繕費	100,000	100,000	0
雑費	200,000	200,000	0
管理費計	17,650,000	17,650,000	0
経常費用計	726,492,000	926,492,000	200,000,000
評価損益等調整前当期経常増減額	1,096,400	1,096,400	0
基本財産財産評価評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	1,096,400	1,096,400	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	1,096,400	1,096,400	0
一般正味財産期首残高	99,573,185	99,573,185	0
一般正味財産期末残高	100,669,585	100,669,585	0
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	150,000,000	150,000,000	0
指定正味財産期末残高	150,000,000	150,000,000	0
III 正味財産期末残高	250,669,585	250,669,585	0